

1 営農環境の維持・向上の推進

持続可能な力強い農業を実現するためには、農地とともに農業者を取り巻く集落環境の整備により、営農環境の維持・向上を図ることが必要です。このことから、以下のことについて要請いたします。

(1) 農道及び農業用水路の整備について

農道の路面の凹凸や路肩の崩落は、作業効率を悪くするだけでなく、重大な事故の発生原因となります。また、素掘り水路は、法面の崩落や土砂の堆積等による通水機能の低下が生じやすく、営農に支障をきたす恐れがあります。

農道については必要な補修を速やかに進めるとともに、農業用機械の大型化に対応するための幅員確保、素掘り水路についてはU字溝設置などの整備を進めていただきたい。

(回答)

農業用水路の整備につきましては、関係する地域の自治会や水利組合からの御要望の主旨を踏まえ、優先度の高いものより順次進めてまいりたいと考えております。

また、荒川右岸用排水土地改良区の区域を含めた水路整備につきましても、協定書及び水路整備要望に基づき、優先度の高いものより順次進めてまいりたいと考えております。

生活道路の整備につきましては、関係する自治会や水利組合からのご要望の主旨を踏まえ、慎重に検討を進めてまいります。

加えて、農道につきましては、他の要望との兼ね合いを勘案しながら、現況道路敷の中で整備を検討してまいりたいと思います。

(2) 農業用水の水質保全について

汚水が適切に処理されずに農業用水路に排水することによる水質の悪化が懸念されています。農業用水の水質保全を確保するため、公共下水道の整備を進めていただくとともに農業集落排水施設の適切な維持管理をお願いしたい。

また、早期の整備が難しい区域においては、合併処理浄化槽の維持管理に対する補助制度を継続するとともに、適切な維持管理についての周知及び指導を強力に推進していただきたい。

(回答)

農業集落排水処理施設につきましては、施設の適切な維持管理により、農業用水の水質保全を図ってまいります。

公共下水道の整備につきましては、人口減少社会の到来や既存施設の老

朽化対策、災害対策などの社会情勢を踏まえた事業規模へ見直しています。このため、下水道計画区域外については、他部署との連携により合併浄化槽等による水洗化を推進します。

合併処理浄化槽の維持管理に関する補助制度につきましては、居住用合併処理浄化槽設置者が、「保守点検」「清掃」「法定検査」を全て履行した場合において、維持管理費用の一部を補助する制度を設けており、今後も継続してまいりたいと考えております。

浄化槽管理者への適正な維持管理の周知及び指導につきましては、広報やホームページにて市民への周知を図るとともに、文書の送付などにより、適正な維持管理を実施するよう引き続き指導してまいります。

(3) 農業用井戸について

老朽化による農業用共同井戸の改修には高額な費用がかかることに加え、農業従事者の減少により個人負担が増大していることから、井戸の改修や更新、新規の井戸の設置が困難となっています。このままでは、営農継続が困難になることも想定されるため、農業用井戸に対する補助金の増額について検討していただきたい。

また、個人で管理している井戸についても燃料費等の補助をしていただきたい。

(回答)

農業用井戸をはじめ農業用施設の改修や更新などの整備等につきましては、「川越市土地改良事業補助規則」に基づき、事業費の一部を実施主体である水利組合等に助成してまいります。

なお、当該助成対象につきましては土地改良区、農業協同組合及び共同施行者となっております。

また、事業費に対する補助金の増額及び井戸の燃料費等の補助につきましては、今後の財政状況や施設の利用状況等を踏まえ検討してまいります。

(4) 有害鳥獣対策等について

近年、アライグマ等による農作物の被害が増えています。鳥獣被害については、引き続き必要な研修会や講習会の開催や農作物の捨て置き防止の啓発とともに、箱わなの貸出しや、防鳥獣ネットや電気柵等の設置費用への助成、一定区域での一斉捕獲などの対策実施を検討願いたい。

また、イネカメムシ等の害虫やナガツルノゲイトウ、ミドリガメ等の特定外来生物の適切な防除策について、広報やホームページ等で定期的な情報提供をお願いしたい。特に近年は、イネカメムシによる農業被害が顕著であることから、防除対策に係る支援制度の創設をお願いしたい。

(回答)

鳥獣被害対策につきましては、川越市鳥獣被害防止対策協議会を通じて、引き続きアライグマ捕獲従事者養成研修会や電気柵設置講習会を開催するとともに、箱わなの貸し出し、農業者への情報提供等、農作物被害の減少に向けて取り組んでまいります。また、イネカメムシやナガエツルノゲイトウの防除策につきましては、市ホームページ等において注意喚起の情報を掲載し周知を図っているところでございます。

ナガエツルノゲイトウの防除につきましては、駆除のため使用する除草剤の購入費に対する補助を実施しております。

イネカメムシの防除につきましては、市単独の補助事業においてドローンの作業委託費を活用いただいているところでございますが、今後は、いるま野農業協同組合等と連携し、面的な防除対策を講じております。

また、ミドリガメ（ミシシッピアカミミガメ）等の特定外来生物の適切な防除策につきましては、広報や市ホームページで定期的に情報提供を行ってまいります。

(5) 河川環境の整備について

河川敷において、雑草が生い茂り、不法投棄の温床になっているケースや有害鳥獣のすみかとなっているケースが見受けられます。市が管理する河川については、適正に管理していただき、市以外が管理する河川については、管理者に対し適正な管理を要望していただきたい。

また、河川に設置されている老朽化した堰の早急な補修について、河川管理者及び関係者との対応策に関する調整を進めていただきたい。

(回答)

国や県等で管理する河川敷の草刈りにつきましては、御要望の主旨を踏まえ、河川管理者と情報共有を図ってまいります。

また、市で管理する河川の草刈りにつきましては、限られた予算の中、現地の状況を把握しながら、引き続き適正な維持管理に努めてまいります。

河川に設置されている堰につきましては、市で管理しているものではない為、必要に応じて荒川右岸用排水土地改良区や地元関係者に対して情報提供を行ってまいります。

2 優良農地の保全等の推進

農地等の利用の効率化及び高度化を促進するためには、生産基盤となる農用地の適切な保全とともに、ほ場整備等による優良農地の確保が不可欠です。このことから、以下のことについて要請いたします。

(1) 農業基盤整備の推進について

生産性の向上と営農条件の改善を図ることにより、経営体の育成とともに、後継者等への円滑な経営移譲や農地の利用調整を促進し、意欲ある担い手に農地を集積・集約できるよう、埼玉型ほ場整備事業を強力に推進していただきたい。

また、未整備地域について、地域の意向把握に努め、地域の実情に応じたほ場整備の早期実施の検討を進めていただきたい。

(回答)

既存の道路や用排水路などを活用し区画の拡大を行う、低コストの埼玉型ほ場整備事業につきましては、農地の面的な集約など生産性の向上を図るうえで有効な取組であると認識しております。

本市においては、令和元年度に下小坂・平塚地区の事業が完了し、令和4年度には久下戸地区の整備事業が完了したところでございます。

今後も、様々な機会を捉え、地域における情報を収集する中でほ場整備への意向の把握に努めるとともに、地域の実情に応じた取組を検討してまいります。

(2) 多面的機能支払交付金の活用について

農地の多面的機能の適切な維持、発揮等のために支払われる「多面的機能支払交付金」については、交付金の増額や申請等の簡素化及び小規模組織でも活用できるような制度への見直しを国及び県に対して強く要望していただきたい。

また、多くの地域で活用されるよう、引き続き農業者に対する周知と支援をお願いしたい。

(回答)

多面的機能支払交付金につきましては、現在、本市では11の活動組織がこの交付金を活用し、活動組織の意向に基づいた農地の維持活動や資源向上活動への取組を行っているところでございます。

交付額につきましては、活動組織の対象面積及び活動内容に応じた交付額となっております。

今後、申請等の簡素化や小規模組織の活動しやすい制度について、交付窓口である埼玉県へ働きかけるとともに、引き続き活動組織への支援

及び周知を図ってまいりたいと考えております。

(3) 農地の保全・管理対策について

農地の保全等を請け負う農作業受託組織を育成するための施策について、早急に取り組んでいただきたい。

併せて、相続等によって農地を所有しているものの、保全・管理ができない所有者に対して作業受託者を紹介できるような体制を整備し、受託者の負担を軽減するための市独自の助成金等の支援制度の創設をお願いしたい。

(回答)

農地保全等を行う農作業受託組織の活動に対し、今後も支援を行ってまいります。

また、相続等によって農地を所有しているが保全・管理ができない所有者につきましては、令和7年3月に策定いたしました地域計画において各地域の地域協議会の構成員等である地元農業者や農業委員会、いるま野農業協同組合等と連携し担い手を紹介できるように努めてまいります。

(4) 遊休農地の発生防止・解消について

遊休農地の発生防止・解消の促進を図るため、農業者が遊休農地を借り受け、これを解消した場合に、借り手の農業者の負担を軽減する市独自の助成金等の支援制度を創設していただきたい。

(回答)

遊休農地につきましては、農業委員会と連携して解消に努めているところでございますが、借り手農業者に対する支援につきましては検討してまいります。

(5) スマート農業の推進について

農業従事者の高齢化や人手不足が課題となっている中、国及び県は農業の持続的な発展を図るため、スマート農業を推進しています。

生産性と効率化を高めるためには農地の大規模化が必要であり、ほ場整備と併せてスマート農業の支援をお願いしたい。具体的には、スマート農業用機械の導入補助ならびに農業のDX化に対応できる人材の育成につながる研修や講習など積極的に取り組んでいただきたい。

(回答)

スマート農業機械の購入についての補助金制度は市要綱を改正し、農業者の皆様にご活用いただいております。

農業のDX化に対する講習会等の開催につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

3 新規参入者、担い手の確保・育成と経営改善の支援

農業者の高齢化や後継者不足等により農業従事者が減少し、農家は大変厳しい状況に直面しています。将来にわたり地域農業を持続的に発展させていくには、新規参入者等への支援や、既存の農家に対するきめ細かいサポート等により農業従事者を増加させが必要です。このことから、以下のことについて要請いたします。

(1) 新規就農等への支援について

新規参入者には農地、機械設備等の購入や販路の開拓など、多額の費用とリスクが伴うため、経営が安定し、軌道に乗るまで継続的な助成や税制面での支援をお願いしたい。

併せて定期的かつ段階的な農業技術支援を受けられるような体制を整えて頂きたい。

また、ほ場と作業場をセットにしたモデル地区を作り、一定期間新規就農者に貸し出せるような市独自の施策も検討していただきたい。

(回答)

新規就農者の育成サポートといたしましては、農業技術について県や農業委員会、いるま野農業協同組合と連携し行うとともに、費用面につきましても国の補助事業を積極的に活用し継続的な支援を行っております。

現状、新規就農者につきましては、「いるま地域明日の農業担い手育成塾」に入塾いただき、農地中間管理機構を介して農地の貸借を行っておりますが作業場を含めたほ場のモデル地区をつくるためには、市のみでは難しいと考えられますので、農業委員会、いるま野農業協同組合等関係機関と協力し検討してまいりたいと考えております。

(2) 農業用機械や農業用施設の整備等に対する助成について

物価高騰に伴い、農業経営に欠かせない肥料、農薬、燃料、農業用機械の購入費用や農業用設備の新設・改修等に係る費用負担は増大しており、担い手や既存の農家の農業経営を圧迫しています。安定経営が見込めなければ後継者は育たず農業従事者の減少は止まりません。

今後も安心して農業が営めるよう肥料、農薬、燃料、農業用機械の購入費用並びに施設の整備に係る費用の助成等、施策の拡充をお願いしたい。

(回答)

規模拡大に必要な農業用機械や施設の導入における助成につきましては、認定農業者等に対して、予算の範囲内で支援をしてまいります。

また、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用し、肥料購入価格の補助について実施しているところでございます。今後も国や県等の補助事業が活用できるよう、情報収集等に努めてまいります。

(3) 若者の就農機会の創出について

コストを削減し儲かる農業を目指す農業法人や農業受託組織が全国的にも注目されています。ビジネスとして農業が儲かり収入が安定すれば、興味のある若者は必ず存在します。優良な農業法人や受託組織を支援することで、若者の就農機会の創出に努めていただきたい。

(回答)

農業法人や農業受託組織につきましては、今後の農業を支えていくために必要であると考えております。

儲かる農業を実現するためには、農地の確保や企業が農業参入する際の手続き等が必要であるため、県や農業委員会等関係機関と連携し、企業等に対し情報提供を行ってまいります。また、農業法人等への支援につきましても今後検討してまいりたいと考えております。

(4) 退職後の就農について

企業や法人に勤めた後、定年退職等を機会に就農する農家の後継者がいます。農家としての知識や経験が浅い場合や、設備の更新が新たに必要な場合もあることから、講習や費用の助成などの支援をお願いしたい。

(回答)

退職後に就農する方につきましては、高齢化や後継者不足の中、貴重な就農者となると考えております。現状、新規就農を目指す方につきましては、知識等の支援として、技術、資金、経営面でのサポートを行っております。今後、定年後に就農する方に対しまして、知識や技術の習得を含めた支援について検討してまいります。

4 農業振興施策の推進

地産地消の推進は、生産者と消費者の顔の見える関係づくりを通じた地域の活性化、食育の推進等さまざまな効果が期待されます。

また、農産物のブランド化や消費拡大に向けた広報活動も大切です。このことから、以下のことについて要請いたします。

(1) 川越産農産物の普及について

農産物直売所や朝市の取組の充実を図っていただくとともに、市の施設の敷地を活用した朝市等の取組を拡充していただきたい。

庭先販売・直売所マップ（川越プチマルシェ）については、情報の更新に努めていただき、ＳＮＳの活用やインフルエンサーなどの起用により、より多くの消費者の目に触れるようお願いしたい。

（回答）

市施設の敷地を活用した直売につきましては、新規就農者等の支援の一つとして本庁舎前にて販売会を実施しております。

また、庭先販売・直売所マップ川越プチマルシェにつきましては、令和6年度に更新を行い、市民センター、ウエスタ川越、観光案内所等、市民の方以外も手にとれるよう設置するとともに市ホームページへの掲載、直売イベント等で配布を行うなど、川越産農産物を広くＰＲするため活用しております。

(2) 川越産農産物のブランド化推進及び「地産外消（商）」について

引き続き、川越産農産物ブランド化連絡会への支援と事業の更なる発展に向けて、十分な予算の確保をお願いするとともに、農家と加工業者、販売者等が一体的に活性化する仕組みについて検討をお願いしたい。

また、都心からのアクセスが良好であるという強みを活かし、川越産農産物の積極的な広報活動を行い、地産地消のみならず、地産外消（商）の消費拡大を図る取組を強化していただきたい。

（回答）

川越産農産物のブランド化につきましては、川越産農産物ブランド化連絡会の事業がさらに発展するよう支援を継続するとともに、川越産農産物の市内流通の取り組みについて農業者や飲食店等と協力し実施してまいります。

今後も市内開催のイベント協力や市外イベントへの出店、ロゴマークの活用等を通じて、川越産農産物を広く周知するとともに、ＰＲシートを活用した効果的な異業種交流会を開催し、販路拡大の支援に努めてまいります。

(3) 酒米の支援について

川越には地元川越の米から作られた日本酒の銘酒があります。世界的にも日本酒ブームで、中国、アメリカを中心に比較的高価な日本酒が輸出されています。より高品質な酒米を作る農家を支援し作付面積を拡大し、酒米の産地としての川越ブランドの地位が確立できるよう取組みをお願いしたい。

(回答)

酒米の支援につきましては、さけ武蔵を生産する農業者団体である「JAいるま野さけ武蔵生産組合」について「川越産農産物ブランド化連絡会」が運営するインスタグラムで、農業者による生産のこだわりなどを掲載しPR支援をいたしました。

また、今年度は、毎年12月に開催しております直卖イベント「くらしをいろどるFarmer's Market」と同時開催する「小江戸川越お米フェス」において当組合の「さけ武蔵」を使用したお酒を販売しており、さらなる認知度向上を図れたものと考えております。

今後も、イベント等でPRを実施し、需要を高めることで作付面積の拡大につながるよう支援してまいります。

5 その他

(1) 不法投棄の防止について

農道や農地への家電やごみ等の不法投棄が見られます。不法投棄防止対策として、引き続き看板の設置や周知を徹底するほか、未然防止のためのパトロールの更なる強化をお願いしたい。

また、不法投棄されたごみや大雨等で農地に流れてきたごみについて、無償での受け入れ処分をお願いしたい。

(回答)

不法投棄対策といたしましては、不法投棄禁止看板の作成、パトロール等を実施しております。

今後も、川越警察署及び関係部署と連携し、不法投棄の防止に努めてまいります。

また、農地は、事業用地と解釈され、事業用地から排出される廃棄物は、事業系一般廃棄物または産業廃棄物に区分されます。事業系一般廃棄物は、市の清掃センターで受け入れ可能ですが、減免の対象とはなりません。産業廃棄物はそもそも市の清掃センターでは受け入れることができません。

不法投棄については、そもそもが犯罪行為であること、所有者が不明の場合や、事件性の可能性を考慮し、警察への届出が必須となります。警察の判断により、不法投棄物として土地の管理者等による自主的な処分をしても良いとされた場合は、事前の現地確認をし、減免扱いとする場合があります。

災害廃棄物につきましても、事前の現地確認により、災害による廃棄物であることが確認できた場合は減免扱いとする場合があります。

なお、廃棄物の運搬については、廃掃法の規定により、排出者が自ら行うか、許可業者による運搬に限定されます。

以上のことから、不法投棄や災害による廃棄物については、基本的には個別案件として判断することとなります。

(2) 農地における野焼きについて

農地での野焼きについては、農業を営むために必要なものであるため、周辺住民の理解を深めるための広報活動等に力を入れていただきたい。

併せて、農業者に対しては、野焼きの際の留意点や近隣住民とのトラブル防止のため、引き続き助言・指導をお願いしたい。

(回答)

農作業の一環として行われる農地での野焼きにつきましては、広報紙等を活用し、市民の理解を図ってまいります。

併せて、農業者に向けては、農地の近隣の住民に配慮するなど、トラブ

ル防止に向けた周知を図ってまいります。

(3) 農作業への理解について

農作業の繁忙期の時期は、特に、機械音、ほこり、匂い等に対する苦情が近隣住民から寄せられます。そのため、行政として地域住民に対して、農業に対する理解を深めるためのPR活動を積極的に行っていただきたい。

(回答)

農作業の際に発生する機械音等への理解につきましては、今後、市のホームページに掲載することで周知を図ってまいります。